

ドレスコードについてお願い

ゴルフは他のスポーツと異なり、品位と伝統を重んじるスポーツであります。

紳士のスポーツと謳われているゴルフにおいて、守るべき礼儀の一つに「適切な服装」があります。

当クラブでは、ゴルフの文化、慣習を考慮し、皆様が気持ちよくゴルフを楽しむための配慮として、

服装等の身だしなみについて、下記の通り規定を設けております。

ご来場いただく皆様には、ご理解、ご協力下さいますようお願いいたします。

西仙台カントリークラブ 服装規定

- 1 Tシャツ、Gパン類、スエット類、迷彩服、カーゴパンツでのご来場、プレーはご遠慮ください。
- 2 タンクトップ、ショートパンツ、キャミソール、超ミニスカートなど解放的な服装でのご来場、プレーはご遠慮ください。
- 3 サンダル、スリッパ、下駄でのご来場はご遠慮ください。
- 4 プレーの際は、襟付きのスポーツウエアの着用をお願い致します。
- 5 シャツの裾を下衣の外に出すことはご遠慮ください。
- 6 プレー中及びクラブハウス内に於いて、タオルを腰に下げたり、首、肩に掛けたりすることはご遠慮ください。

西仙台カントリークラブ フェロー・ハウス委員会

ゴルフ場利用約款抜粋(暴力団排除条項)

西仙台カントリークラブ

第2条(利用の手続き・利用契約の成立)

当ゴルフ場を利用される方は、当日フロントにおいて、所定の利用申込書にご本人がフルネームで署名して下さい。これにより当ゴルフ場は署名者の施設ご利用をお引き受けいたします。

- 1 利用者は、施設の利用前に、自らが各種法令に定義される暴力団、暴力団員、暴力関係団体またはそれらの関係者、その他反社会的勢力に属していないことを表明して下さい。
- 2 利用者は、施設の利用前に、利用申込書所定欄(表明欄を含む)を記入して、利用申込書を提出して下さい。
- 3 当ゴルフ場は、利用者が表明欄に記入しない場合、または第1項の表明をしない場合は、利用を受け付けません。

第4条(利用者の拒絶)

当ゴルフ場は、次に該当する場合には、該当者及びその同伴者の利用(既に利用を開始している場合を含む)をお断りします。

- 1 満員・その他の理由でスタート時間に余裕がないとき。
- 2 利用者が暴力団等反社会的勢力に所属していると認められたとき。
- 3 利用者が暴力団等反社会的勢力に所属している者を同伴または、紹介により入場させたとき。
- 4 法人でその役員のうち暴力団等反社会的勢力に属する者がいるとき。
- 5 偽名又は他人名義で申込みが行われたとき。
- 6 利用者が公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をなすおそれがあると認められるとき。
- 7 天災その他のやむを得ない場合によりゴルフ場をクローズするとき。
- 8 その他、本約款ならびに当ゴルフ場会則・規則に違反し、他の利用者に著しい迷惑をかけたとき。